

2023年9月22日

明星学苑ガバナンス・コード「私立大学版ガバナンス・コード」

－2022年度適合状況の自己点検・評価について－

明星学苑ガバナンス・コード（一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定））について、2022年度の適合状況について自己点検・評価を実施いたしましたので、下記により報告いたします。

1. 本学苑の一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」（2019年（令和元年）7月11日改定）への実施状況は、次の通りです。

実施する：A、実施しない：B、該当しない：C

基本原則		原則		補充原則	
基本原則1 大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備	A	原則1-1 目的等の明確化と公表	A	補充原則1-1①	A
				補充原則1-1②	A
				補充原則1-1③	A
		原則1-2 学校法人と設置大学の実効的協働関係の構築	A	補充原則1-2①	A
		原則1-3 財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係	A	補充原則1-3①	A
				補充原則1-3②	C
基本原則2 ステークホルダーとの適切な協働	A	原則2-1 中長期的な大学価値向上の基礎となる経営理念の策定	A	補充原則2-1①	A
				補充原則2-2①	A
		原則2-2 ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践	A	補充原則2-3①	A
				補充原則2-3②	A
		原則2-3 一般的リスク及び大学特有のリスクへの対応	A	補充原則2-4①	A
				補充原則2-4②	A
		原則2-4 内部通報	A	補充原則2-4③	A

		原則 2-5 多様性の確保	A	補充原則 2-5①	A
				補充原則 2-5②	A
基本原則 3 適切な情報開示と透明性の確保	A	原則 3-1 情報開示の意味の検討	A	補充原則 3-1①	C
				補充原則 3-1②	A
		原則 3-2 情報開示の充実	A		
		原則 3-3 監事の活動	A		
基本原則 4 理事会の責務	A	原則 4-1 理事会の役割・責務 (1)	A	補充原則 4-1①	A
				補充原則 4-1②	C
				補充原則 4-1③	A
				補充原則 4-1④	A
				補充原則 4-1⑤	A
		原則 4-2 理事会の役割・責務 (2)	A	補充原則 4-2①	A
				補充原則 4-2②	C
				補充原則 4-2③	A
		原則 4-3 理事会の役割・責務 (3)	A	補充原則 4-3①	A
				補充原則 4-3②	A
				補充原則 4-3③	A
		原則 4-4 理事長の役割・責務	A	補充原則 4-4①	A
				補充原則 4-4②	A
				補充原則 4-4③	A
		原則 4-5 監事の役割・責務	A	補充原則 4-5①	A
				補充原則 4-5②	A
				補充原則 4-5③	A
				補充原則 4-5④	A
				補充原則 4-5⑤	A
		原則 4-6 理事の責任	A	補充原則 4-6①	A
				補充原則 4-6②	A
				補充原則 4-6③	A
		原則 4-7 外部理事制度の活用検討	A		
		原則 4-8 評議員会の位置付け	A	補充原則 4-8①	A
補充原則 4-8②	B				
補充原則 4-8③	A				

			補充原則 4-8④	A	
			補充原則 4-8⑤	A	
	原則 4-9 任意の仕組みの活用	A			
	原則 4-10 理事会の実効性確保のための前 提条件	A	補充原則 4-10①	A	
			補充原則 4-10②	A	
			補充原則 4-10③	A	
			補充原則 4-10④	A	
	原則 4-11 理事会における審議の活性化	A	補充原則 4-11①	A	
			補充原則 4-11②	A	
			補充原則 4-11③	A	
	原則 4-12 情報入手と支援体制	A	補充原則 4-12①	A	
			補充原則 4-12②	A	
			補充原則 4-12③	A	
			補充原則 4-12④	A	
原則 4-13 理事・監事のトレーニング	A	補充原則 4-13①	A		
		補充原則 4-13②	B		
基本原則 5 学長等の責務	A	原則 5-1 学長の責務 (1)	補充原則 5-1①	C	
			補充原則 5-1②	A	
		原則 5-2 学長の責務 (2)	A	補充原則 5-2①	C
				補充原則 5-2②	A
		原則 5-3 学長の責務 (3)	A		
		原則 5-4 学長の責務 (4)	A	補充原則 5-4①	A
				補充原則 5-4②	A
		原則 5-5 学長の責務 (5)	A		
		原則 5-6 学長、副学長及び学部長の責務	A	補充原則 5-6①	A
原則 5-7 管理職事務職員の責務	A				

【各原則において「実施しない：B」としたものについての本学苑の考え方と対応状況】

(1) 原則 4-8 評議員会の位置付け 補充原則 4-8②

評議員の構成比の理由は公表していませんが、評議員会が監督機関及び諮問機関としての位置付けであることから、評議員の構成については、教職員を一定数置き、外部者として客観的な判断ができる者（卒業生を含む）を構成員としています。また、「学校法人明星学苑寄附行為」及び「学校法人明星学苑評議員の選任に関する規程」において、評議員の選出母体等を規定しています。これらにより、評議員会の目的を果たす構成となっています。

なお、評議員の選任・任期・退任、評議員会の諮問・決議事項等については「学校法人明星学苑寄附行為」にて定め、公式ウェブサイトで公開しています。

(2) 原則 4-13 理事・監事のトレーニング 補充原則 4-13②

個々の理事・監事に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋について特段の定めはありませんが、各理事は、その専門性について必要な知識の習得や更新、トレーニングを積んでいます。また、監事については、大学監査協会主催の研究会議等に参加し、必要な知識の習得に努めています。

なお、学苑は各種研修会の実施を周知し、その参加費用を負担しています。

2. 2022 年度における適合状況の自己点検・評価の実施について

① 自己点検・評価の実施方法

一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード」(2019 年(令和元年)7 月 11 日改定)の基本原則 1~5 の項目に関して、明星学苑ガバナンス・コード チェックリストにより、2022 年度の適合状況について点検・評価を行いました。

② 自己点検・評価実施期間

2023 年 6 月 27 日(火) ~ 2023 年 7 月 5 日(水)

以上